



規則様式第2（規則第6条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変 更 届 出 書

令和8年7月22日

鳥取県知事 様

株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ドラッグコスモス車尾店
所在地 鳥取県米子市車尾五丁目1258番地 外6筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ドラッグコスモス車尾店
(変更後) ドラッグコスモス車尾店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

3 変更の年月日

- (1) 平成24年4月22日
- (2) 令和 3年8月24日
- (3) 令和 3年8月24日

4 変更する理由

- (1) 店舗名称の決定のため
- (2) 代表者の交代のため
- (3) 代表者の交代のため